

議案第13号

都市計画の区域区分の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

都市計画の区域区分の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

都市計画の区域区分の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(加西市税条例の一部改正)

第1条 加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第7号を削る。

附則第15条の2を次のように改める。

第15条の2 削除

附則第16条中「、第15条又は第15条の2」を「又は第15条」に改め、「、第14条の2」を削り、「、農地又は市街化区域農地」を「又は農地」に改め、「よるものとし、附則第15条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額に」を削る。

(加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年加西市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「東播都市計画地区計画」を「加西都市計画地区計画」に改める。

(加西市工場立地法準則条例の一部改正)

第3条 加西市工場立地法準則条例（平成31年加西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

| 区域の区分  | 区域の範囲  | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
|--------|--|------------------|--------------------|
| 地区計画区域 | 加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年加西市条例第12号）別表第1に掲げる区域のうち市長が定める区域 | 100分の5以上         | 100分の10以上          |
| 工業・工専区 | 都市計画法（昭和43年法律第100  | 100分の5以上         | 100分の10以上          |

|                  |  |              |              |
|------------------|--|--------------|--------------|
| 域                | 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域の区域 (地区計画区域を除く。)    |              |              |
| 準工区域             | 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域の区域 (地区計画区域を除く。)         | 100 分の 10 以上 | 100 分の 15 以上 |
| 用途地域の指定のない都市計画区域 | 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域の指定のない都市計画区域 (地区計画区域を除く。) | 100 分の 10 以上 | 100 分の 15 以上 |
| 都計外区域            | 都市計画法第 5 条の都市計画区域の指定をしていない区域                       | 100 分の 10 以上 | 100 分の 15 以上 |

附則別表中「工業・工専区域及び地区計画区域」を「地区計画区域及び工業・工専区域」に改め、「調整区域」を「用途地域の指定のない都市計画区域」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

令和8年4月1日をもって都市計画の区域区分が廃止されることに伴い、関係条例における区域の名称の変更又は廃止等を行うほか、所要の改正を行うもの。

【改正条例】

(1) 加西市税条例の一部改正(第1条)

固定資産税における市街化区域農地の区分を廃止し、一般農地と同様の評価及び課税とする。

- ・市街化区域農地固定資産税納税義務者 約350人(約700筆)
- ・一般農地と同様の評価及び課税とした場合の減収見込額(令和7年度課税額で試算)

| 市街化区域農地(A) | 一般農地(B) | 減収見込額<br>(A) - (B) |
|------------|---------|--------------------|
| 1,360万円    | 40万円    | 1,320万円            |

※令和9年度から減収見込み

(2) 加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正(第2条)

8市2町で構成される広域の「東播都市計画区域」から離脱し、新たに市単独の「加西都市計画区域」の指定を受けることに伴い、地区計画の名称を変更するもの。

(3) 加西市工場立地法準則条例の一部改正(第3条)

工場等が立地する区域に係る緑地等の敷地面積に対する割合を定める第3条の表中、区域の名称を変更するほか所要の改正を行うもの。